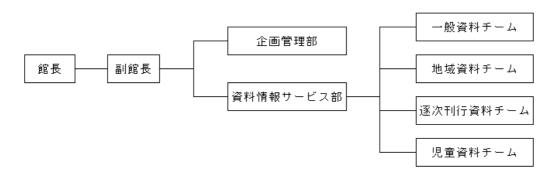
# 第2部 図書館

# 1 施設の概要

心故の似女	
所在地	福島市森合字西養山 1 番地
設置年月	昭和4年10月(現館は昭和59年7月開館)
設置目的	県民の教育と文化の振興を図るため
主な業務	・ 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、及
	び一般の公衆の利用に供すること
	・ 図書館資料の分類配列を適切にし、及びその目録を整備するこ
	ح
	・ 他の図書館、国立国会図書館等と緊密に連絡し、協力し、及び
	図書館資料の相互貸借を行うこと
敷地面積	60,500 m² ( 県立美術館併置 )
建物床面積	9,174.86 m <sup>2</sup>
建設費	32 億円
職員数	正規職員 31名
	臨時事務補助員 8名
	非常勤嘱託員 1名
	計 40名 平成18年5月1日現在
収蔵資料総	蔵書計 763,108 冊
数	
開館時間等	開館時間 9:30~19:00 (火~金)
	9:30~17:30(土・日・祝日及び休日)
	休館日 月曜日(祝日及び休日の場合は翌日)
	館内整理日 毎月の第1木曜日(祝日及び休日を除く)
	年末年始(12月28日~翌年1月4日)
	図書特別整理期間(4月上旬の10日間)

# 2 組織の概要



# 3 財務状況

以下に平成16年度~平成18年度の決算を示した。平成18年度で見ると、歳 出は本庁執行分の人件費を含めると約3億4千6百万円、歳入はほとんどなく、歳 入から歳出を差し引いた額は約3億4千6百万円のマイナスとなっている。

決算状況 (単位 円)

			平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
労働費			5,723,156	3,354,575	2,035,382
		共済費	666,890	348,617	211,532
		賃金	5,056,266	3,005,958	1,823,850
教育費	教育費		365,028,364	319,897,591	343,723,520
		幸侵動州	1,769,800	1,841,100	2,444,000
		職員手当等	75,000	180,000	180,000
		共済費	1,119,026	1,374,519	1,304,259
		賃金	7,037,030	9,690,542	8,608,505
	図	報償費	179,100	217,800	402,600
		旅費	2,867,035	2,732,135	2,504,950
		交際費	69,962	50,000	55,175
	図書館執行分	需用費	14,440,289	8,040,321	11,299,497
	行 分	役務費	5,726,015	3,451,978	5,160,507
		委託料	12,313,638	3,334,564	11,558,900
		使用料及び賃借料	41,448,130	38,257,590	42,300,940
		工事請負費	0	2,320,500	1,522,500
		備品購入費	41,899,439	36,003,242	41,937,987
		負担金、補助及び交付金	229,100	202,900	237,900
		公課費	8,800	84,400	37,800

	本	給料	132,000,000	117,143,000	119,202,000
	庁 執 行	職員手当等(退職手当除く)	67,828,000	61,733,000	61,455,000
分	共済費	36,018,000	33,240,000	33,511,000	
歳出	出計 (A)		370,751,520	323,252,166	345,758,902

諸収入	1,980,771	159,663	126,435
歳入計 (B)	1,980,771	159,663	126,435

差引 (B) - (A)	368,770,749	323,092,503	345,632,467
--------------	-------------	-------------	-------------

なお、上記の決算においては、施設の減価償却費、職員に係る退職給与引当繰入 金等が計上されておらず、実際に運営コストとしてどれくらい掛っているかが明ら かではない。

このことから、以下では平成18年度の行政コスト計算書を作成して運営コストを分析した。

なお、教育機関(施設)である図書館等は、費用対効果の観点だけでその評価を 行うことは、その性質上からなじまない。あくまで参考として試算した。

### 行政コスト

人にかかるコスト

・人件費・・・・給料、職員手当等、報酬、共済費

・退職給与引当繰入金・・・・当年度末の退職給与引当金と前年度の退職給与

引当金の差額に当年度退職手当支払額を加えた額

物にかかるコスト

・物件費・・・・賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、

使用料及び賃借料、備品購入費、公課費

・工事請負費・・・・工事請負費

・減価償却費・・・・施設総工費を耐用年数(50年として)で均等

分割して算出

移転支出的コスト

・補助費等・・・・報償費、負担金、補助及び交付金

収入項目

使用料・手数料等・・・・使用料及び手数料、諸収入

# 行政コスト計算書

(単位円)

行政コスト	人にかかるコスト	人件費	218,307,791
		退職給与引当繰入金	43,400,000
	物にかかるコスト	物件費	125,288,111
		工事請負費	1,522,500
		減価償却費	64,000,000
	移転支出的コスト		640,500
	計		453,158,902
収入項目	使用料・手数料等		126,435
	計		126,435
差引行政コス	۲		453,032,467
入館者1人当たり (入館者数 252,146人)			1,797
県民1人当た	) (県の人口 2,081,243人)		218

退職給与引当繰入金については、県財政グループで計算した県全体の額を基に、 職員1人当たりの額を約140万円として試算。

減価償却費については、施設総工費を耐用年数(50年として)で均等分割して 算出。

# 4 利用状況

次ページの表で示されているように、年間の入館者数が県の人口の約12%、登録者(有効期間内)が約1%、貸出冊数が蔵書数が約22%であることは、県民のための図書館ということからすれば決して高い数字であるとは言えない。

また、施設の運営コストにおいて「3 財務状況」で示した多額の県費を投入していることを考慮すれば、更なる利用者の増加が望まれる。

## 入館者数等

(単位 人、%、冊)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
入館者数	245,707	253,035	252,146
県の人口に占める割合	11.7	12.1	12.1
館外個人貸出登録者数	25,162	21,714	19,253
県の人口に占める割合	1.2	1.0	0.9
館外個人貸出冊数	177,371	164,539	170,171
蔵書数に占める割合	24.3	22.1	22.3
県の人口	2,105,267	2,096,406	2,081,243
蔵書数	729,396	743,787	763,108

入館者数等の数値は「福島県立図書館要覧」による

県の人口は福島県のホームページ「ふくしま統計情報 BOX」の「福島県の推計人口(福島県現住人口調査月報)」による

## 5 今後の運営方針

現在、県立図書館は以下の基本方針及び平成19年度運用方針に基づき運営を行っている。

# 福島県立図書館基本方針

福島県立図書館は、平成17年10月に策定した福島県立図書館「学びの環境づくり」に基づいて、県民の生涯にわたる多様な学習活動に応えるため、資料及び情報の計画的な収集を図るとともに、「図書館の図書館」として市町村立図書館等との連携のもとに効果的な図書館活動の展開に努め、県民文化の向上に寄与する。

また、情報化時代に対応した図書館サービスの向上を図るため、情報ネットワークシステム等を活用し、市町村立図書館等との連携を図り、県民に対する図書館サービスを充実する。

さらに、「福島県子ども読書活動推進計画」(平成16年度~22年度)に基づき、 前年度に引き続き計画実現のための事業を行う。

# 平成19年度運営方針 ・・・項目のみ抜粋

- 1 協力事業の推進
- 2 資料情報提供サービスの充実
- 3 利用環境の整備・拡充
- 4 子どもの読書活動の推進と支援
- 5 情報発信活動の充実
- 6 大会等の開催

なお、平成20年度からの実施に向け、「県民を支える図書館アクションプラン」 を策定している。本プランについては外部有識者で構成される図書館運営協議会の 審議を経て、平成20年3月中に正式に策定される。参考までに以下に主な内容を 示す。

# 県民を支える図書館アクションプラン

はじめに

福島県立図書館が、現在の福島市森合の地に移転して23年目を迎えました。 この間に県立図書館を取り巻く環境は、インターネットや携帯電話の普及、映像 文化とマスメディアの急激な進展など日々変化してきました。

また、近年は、地方分権、官から民へ、少子高齢化、格差社会などが叫ばれるよ うになり、県立図書館が果たす役割やサービスにも変化が求められています。

そこで限られた予算で、最大限の図書館サービスを提供するために、より効率的 かつ効果的に図書館を運営し、新しいサービスを創出しなければなりません。

福島県立図書館では、平成17年10月、図書館のあるべき姿を示すものとして 『福島県立図書館「学びの環境づくり」』を策定しました。

そして、「学びの環境づくり」を実現するために、重点的に取り組むべき施策と して、5つの柱を中心に『「県民を支える図書館」アクションプラン』を策定しま した。

本プランは、実行期間を概ね5年間とし、年度ごとに事業評価を行い、必要に応 じて改訂を行います。

「県民を支える図書館」アクションプラン ・・・項目のみ抜粋

「図書館の図書館」として図書館振興を図ります

- ・市町村立図書館支援
- ・高等教育機関図書館・類縁機関との連携
- ・図書館未設置町村支援
- ・情報・物流ネットワークの整備
- · 学校図書館支援

#### 県民のくらしのお役にたちます

- ・県民のくらしに役立つ情報提供
- ・多様なメディア活用による情報提供
- ・地域や世代による情報格差の解消 ・情報提供環境の整備

## 働く人のお役にたちます

- ・働く人に役立つ情報提供
- ・各種団体・企業への情報支援
- ・これから働く人への情報提供
- ・行政機関への情報支援

#### 地域と文化を育むお手伝いをします

・文化事業の開催

・ボランティアとの連携

・読書普及活動

・デポジットライブラリーの整備

・地域資料の収集・提供及びデジタル化

### 学ぶすべての人を応援します

・児童サービス

・障がい者サービス

・ヤングアダルトサービス

・多文化サービス

・一般成人サービス

・来館できない人のためのサービス

#### 【意見】

県立図書館が実施したアンケートによれば、利用者の約9割が福島市を中心とする県北地方の居住者との結果があり、県北地方以外の居住者については、自ら利用価値を見出している少数を除いては、ほとんど利用していない状況が伺える。同アンケートによると県立図書館を利用しない理由として約9割が遠いことを挙げている。(なお、遠隔地に住んでいる住民への対応としては、先述の「県民を支える図書館アクションプラン」において、有料で本を宅配便により届けるサービスを提供することを予定(平成24年度までに実施)している。)

このことは、図書館が公正に評価される機会が少なかったとも言うことができる。 このため、図書館に対する意見や苦情等もあまりなく、その結果、図書館の運営は 比較的安易に行われてきた。また、年次計画等を定めていても、項目毎の具体的な 数値目標がなく、積極的に自己評価を行う機会がなかった。

平成13年に文部科学省が定めた「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」によると以下のとおり、具体的な数値目標を設定し、達成状況の点検及び評価すること及びその結果を公表しなければならないとされている。

### 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

# 一 総則

#### (三) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び 社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を 選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて 計画的にこれを行うよう努めなければならない。

公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

県立図書館は早急に、入館者数、館外貸出登録者数、館外個人貸出冊数、ホームページアクセス数等の具体的な数値目標を定め、P(Plan)・D(Do)・C(Check)・A(Action)のサイクルにより、利用者の声を取り入れるとともに、現状を客観的に分析し、利用者の増加及び利便性の向上を図らなければならない。

さらに、図書館等は文化教育のための施設であり、教育基本法によると教育の目的及び目標は以下のとおり規定されている。

# (教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

#### (教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる 目標を達成するよう行われるものとする。

なお、教育基本法では社会教育について、以下のように規定している。

# (社会教育)

- 第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及 び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、 学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会 教育の振興に努めなければならない。

私は、教育基本法の教育の目的及び目標に示されているように教育とは、強制的に教え育てて育成する義務的な面と、学問の自由を尊重するという自主的な面があり、どちらか一方のみでは教育・文化レベルの向上は難しいと考えている。

これまでの図書館は、利用促進に関して特に積極的にPRしてきたわけではなく、 館側からの働き掛け、つまり教え育てて育成する義務的な面が弱かったと言うこと ができる。端的に言えば、これは「待ちの姿勢」である。図書館及び所管する県教 育委員会は、県民の文化レベルの向上なくして図書館の存在意義はないという覚悟 で、自らの力で利用者を増やそうとする積極性が必要である。

以下に具体的な方策について2つの面に分けて提案したい。

# 図書館に興味を持ってもらう、新規に利用してもらう仕組みづくり

各学校と連携して、授業の一環として県立図書館を利用してもらう。

現役及び退職教員(主に国語)や地域の図書に興味のある人を図書館ボランティアとして募集し、図書館の案内人として図書館運営に協力してもらう。

県民として知っておきたい文化、歴史等を取り上げた「福島県民が読む図書100選」(仮称)を選出する。司書や図書館ボランティアが感想を書いて地元紙等に投稿するとともに、県立図書館のホームページにも同内容を掲載し、県民から意見、感想をもらう。

デジタルライブラリー(ホームページ上での歴史的資料(絵図、写真等)の公開) の対象範囲を拡大する。

# 利用しやすい環境づくり

開館時間を延長させる。朝の早い時間帯の利用者、学校帰り及び仕事帰りの利用者を考慮し、現行より開館時間を延長させる。

以下に東北地方の県立図書館の開館時間等を示したが、本県の図書館は、他館と 比較して利用者が多い土、日、祝日の閉館時間が早い、休館日が多いと言うことが できる。

また、年に一度の特別整理機関として4月上旬の10日間が設定されているが、 福島市立図書館のそれと時期をずらすといった一定の配慮はあるものの、その時期 が児童及び生徒の春休みと重なることを考慮すれば、別の時期に設定することを検 討すべきである。

# 東北各県の県立図書館の開館時間等

館名	開館	宫時間	休館日(日数)	特別整理期間
青森県立図書館	9:00 ~ 19:00		月に1日	1 1月下旬~
				1 2 月上旬
岩手県立図書館		9:00 ~ 20:00	月に1日(月末	3月下旬
			日)	
宮城県立図書館	火~土	9:00 ~ 19:00	毎週月曜日	1月下旬~
	日、祝休日	9:00 ~ 17:00		2月上旬
秋田県立図書館	平日(4~10月)	10:00 ~ 20:00	月に1日(月初	1 2 月上旬
	平日(11~3月) 10:00~19:00		日)	
	土、日、祝休日	10:00 ~ 18:00		
山形県立図書館		9:00 ~ 19:00	毎週月曜日、第	1月下旬
			3日曜日	
福島県立図書館	火~金	9:30 ~ 19:00	毎週月曜日、第	4月上旬
	土、日、祝休日	9:30 ~ 17:30	1 木曜日	

上記の休館日の他に、全ての館において年末年始及び特別整理期間は休館している。

現	火~金	9:30 ~ 19:00
行	土日祝日	9:30 ~ 17:30
ן דן	月曜日	休館日

	火~金	9:30 ~ 20:00
案	土日祝日	9:30 ~ 18:30
	月曜日	9:30 ~ 20:00

駐車場は併設する美術館と共用で150台分という状況であるが、美術館において人気のある企画展を開催している期間は、不足することも想定されることから、その対応について十分検討する必要がある。

公共交通機関であるバスによる来館者の利便性を図るために、館敷地内にバス停を設置する。現在、バスによる利用者は、直近のバス停で降車後、約2分程歩いて図書館を訪れている。高齢の利用者もいることから、ぜひ実現していただきたい。

# 6 財務事務

### (1) 不用物品

財務規則によると、不用物品については

# (不用の決定等)

第151条 物品管理権者は、供用若しくは処分の必要がない物品のうちに管理換え え若しくは分類換えによるも適切な処理をすることができないと認められる物品があるとき、又は供用若しくは処分をすることができないと認められる物品があ

## るときは、これらの物品について不用の決定をすることができる。

と規定され、老朽化して使用不能、貸付不能となったものについては、不用の決定つまり処分することができるとされているが、図書館の備品を確認(サンプル調査)したところ、以下のものが使用できない状態にもかかわらず、物品管理簿に掲載されていた。

(単位 円)

備品名	型番	取得年	取得金額
映写機	フジ Q4A 型	昭和 44 年	717,900
"	フジ AD2 型	"	825,000

### 【指摘】

今後蔵書が増えていく中で、館内において蔵書スペースを確保することが重要 課題となっているにもかかわらず、使用不可及び売払い不可の物品を保有し続け ることは問題であると言うことができる。

使用不可及び売払い不可の物品については、安全面及びコスト面から、早急に 不用の決定を行い、廃棄すべきである。

#### (2) 物品管理簿

物品管理簿とそれに対応して実際に備品に貼られる標識に、番号の相違するものがあった。

### 【指摘】

平成11年4月1日の財務規則改正に基づき、備品への計上基準がおおむね取得価格2万円から10万円に変更になった際の整理作業が不完全であったためである。是正を要する。

#### (3) 図書の廃棄手続

県立図書館は、福島県立図書館条例において

# (業務)

2

第3条 県立図書館において行う業務は次のとおりとする。

1 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、及び一般公衆の利用に供すること。

とされており、図書の収集に力点が置かれている。

図書館においては、蔵書を増やすことは、一つの大切な業務であるが、現実には汚損、亡失等により処分すべきものもあり、処分もまた一つの業務であると言うことができる。これに関する具体的な手続については「福島県立図書館資料除籍要綱」に規定されている。それによると、除籍基準として次の6項目が挙げられている。

汚損、破損が著しく修理に耐えないもの 災害等で亡失したもの 他の機関への管理換または譲渡の必要が生じたもの 館外用資料で受入後10年以上経過したもの 蔵書点検の結果不明が確認されてから5年以上経過したもの 館長が特に認めたもの

毎年4月初めには蔵書点検を行い、不明蔵書の状況を確認している。不明蔵書のデータは次のとおりである。除籍要綱によれば、不明が確認されてから5年以上を経過したものについて、除籍することになっているが、実際には5年以上経過した平成13年度の不明蔵書は未だ除籍されていない。

# 平成18年度末の不明蔵書の状況 (単位 冊、円)

発生年度	平成13年度	平成14年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
冊数	459	520	490	372	384	380
金額	1,022,059	1,251,886	970,250	740,982	716,258	886,232

### 未返却の長期延滞のデータは次のとおりである。

## 長期延滞者数

(単位人)

発生年度 調査時期	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
~ 平成 13 年度	86	85	84
平成 14 年度	22	21	21
平成 15 年度	97	90	88
平成 16 年度	75	60	57
平成 17 年度	-	72	65
平成 18 年度	-	-	71
計	280	328	386

長期延滞冊数

発生年度 調査時期	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
~ 平成 13 年度	198	196	192
平成 14 年度	44	39	38
平成 15 年度	234	215	211
平成 16 年度	213	151	143
平成 17 年度	1	187	169
平成 18 年度	1	ı	213
計	689	788	966

長期延滞者については、貸出時の住所及び氏名を把握しており、延滞して2 か月経過後に督促状を出している。また、延滞者に対しては新規の貸出は行っ ていない。

長期延滞については、借りた本の所在が不明となったり、転居等によって借り主の住所等が不明になり督促ができなかったこと等が原因であるが、所在が不明になった図書については、収納手続が煩雑ということを理由に、借り主から代金を受け取るのではなく、同じ本か類似の本で現物弁償してもらっている。

## 【指摘】

不明蔵書については、除籍要綱に5年以上経過したものについては除籍する とあるので、要綱を遵守すべきである。

長期延滞蔵書については、実際には同じ本か類似の本で現物弁償してもらっているが、請求書(納付書)を送付して代金を入金させる方法も考えられる。

また、長期延滞については、一定の期間を経過の後は、時効にするといった 方法も考えられる。

現在の蔵書は約760,000 冊であり、このままのペース(年間約25,000 冊)で図書を購入等して増やしていくと、数年後には収納能力を超えることは容易に予想できる。電動書架を設置すれば、館内に約1,000,000 冊まで収納できるとの構想もあるようだが、その可能性は低い。

このことからも、図書等を購入する際に、永久保存すべきものと、定期的に 見直すべきものに区分する必要があり、実際に見直し及び処分を行うべきであ る。

#### (4) 図書の購入手続

県立図書館が購入する図書においては、一部の例外を除き、本体のみでなく 装備込み(ラミネート加工、バーコード貼付、目録データ)で購入している。

一般図書については、平成16年度以前は主に市内の4つの書店から購入していたが、平成17年度においては、東京都の大手図書販売業者A社から購入している。これは、図書購入予算が削減される中で、より安価に図書を購入できないかを検討した結果であり、これにより、従来が定価購入であったのが、5%引きで購入できるようになった。

このことについては、平成17年3月15日の県議会総括審査会において、 別な視点から取り上げられることになった。

# 具体的には、ある議員から以下のような質問がされた。

県立図書館における 4,300 万円の図書購入について、毎年書籍、雑誌は地元 業者から購入していたが、17 年度は東京の業者から購入することになった。そ の理由は加工作業が万全であること、納品がスピーディーであることのようで あり、金額差は 120 万円である。

ここでの問題は、我々が常に地元優先発注を要望する中で、図書購入の太宗を占める書籍を県外に発注し、その1割にも満たない雑誌等を地元発注することにある。読書の重要性が指摘され、図書館の役割が増していることからも、書店や書店組合との連携はますます必要になっている。

そこで、県教育委員会は、読書活動を推進する上で書店組合との連携をどのように考えているのか聞きたい。

### これに対する県教育長の答弁は次のとおりである。

書店組合は、絵本等の子ども向け書籍の展示や、作家等に関する情報の提供などを通し、子どもの読書活動推進の重要な役割を担っていると認識している。

県教委としては、関係機関・団体の協力を得ながら、読書活動の推進に取り 組むことが重要であると考えており、今後とも書店組合との連携を十分に図っ ていきたい。

この質疑応答を受けてであるかは不明であるが、平成18年度からは平成16年度以前に購入していた4書店らを構成員とする地元書店協同組合B組合から購入することになった。価格については、交渉の結果、定価どおりではなく4%引きとなった。

平成17年度におけるA社からの購入実績、平成18年度におけるB組合からの購入実績を以下に示したが、平成18年度の購入ベースで見ると、購入先を変更したことにより1%分、具体的には、

 $24,961,298 \times (0.96 - 0.95) = 249,612$  円

を割高に購入していることになる。

(単位 円)

	平成17年度	平成18年度
購入先	A 社 ( 大手図書販売業者 )	B 組合(地元書店協同組合)
購入総額	25,085,084	23,962,847
定価総額	26,405,351	24,961,298
割引率(対定価)	0.95	0.96

## この件に関する教育委員会の説明は、以下のとおりである。

県立図書館が購入する図書について、平成17年度、東京の大手販売業者A社から5%値引きで購入したが、この場合、購入できる図書は大手出版社等により全国的に流通している資料に限定される。そのため、地元の出版社や自費出版等による地域資料は、十分に収集することが出来なかった。

地域資料については、重点的に収集していることから、平成18年度の蔵書統計によれば増加冊数全体の27%を占めている。その形態は、大手出版社のみならず、地元出版社や自費出版、非売品のリーフレット等、多種多様であり、その情報を把握し、網羅的かつ迅速に納品できる団体は、書店協同組合B組合のみである。

仮に、図書館が独自に収集に取り組んでも、独自の流通・販売網を持たないことから、新たな業務を生み出し、送料の負担・振込み手数料・職員の人件費等のコスト増が見込まれ、また、原則定価購入になることから一律の値引きは期待できない。

そのため、再度、購入先を検討してみると、

A 社から購入・・・5%値引き。ただし、地域資料については収集困難が生じる。 その分を、直接購入すると、定価購入にならざるを得ない。

B組合から購入・・・4%値引き。地域資料も含め、一律の値引きが可能。ただし、地域資料のみの購入場合には、安く仕入れることが困難のため一律の値引きは見込めない。

以上のことから、図書館にとって必要な地域資料も含め、収集することが出来、 なおかつ、一律4%の値引きという条件の下に購入している。

また、購入にあたっては、経費節減の面からも、最大限配慮し対応している。

# 【意見】

今日では、インターネットの普及発達により、図書の購入手段も多種多様になってきている。図書館においては、現状及び慣例にとらわれず、最小のコストで最大の成果を得るため、価格面を含め総合的に検討していく必要がある。